

第72期定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年3月28日（木曜日）午前11時
（受付開始 午前10時）

開催場所 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター
サーティホール内 多目的小ホール

目次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	44

証券コード 3950

ザ・パッコ株式会社

(証券コード 3950)
(発信日) 2024年3月8日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番3号

ザ・パック株式会社

代表取締役社長 山下 英 昭

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第72期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.thepack.co.jp/ir/information.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして銘柄名（ザ・パック）または証券コード（3950）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）

2. 場 所 大阪府大東市新町13番30号 大東市立総合文化センター
サーティホール内 多目的小ホール
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

(3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正の必要が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ・本株主総会におきましては、下記ウェブサイトにて、事前質問の受付をさせていただきます。(https://www.thepack.co.jp/contact/shareholders_contact.html)
株主の皆様の関心が高いと判断したご質問につきましては、総会終了後すみやかに当社ウェブサイトで回答させていただく予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法があります。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年3月28日(木曜日)
午前11時(受付開始:午前10時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
株主総会 議決権の取
XXXX年XX月XX日

議決権の取

議決権の取	議決権の取
議決権の取	議決権の取

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

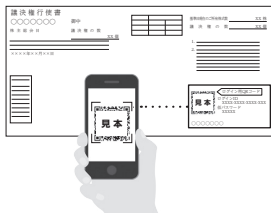
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

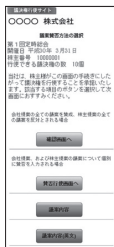
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

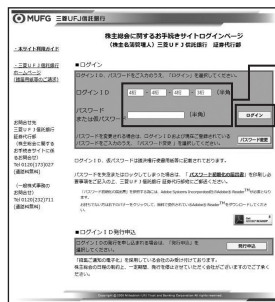
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第72期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金55円 総額1,046,752,520円
なお、2023年9月に中間配当金として1株につき35円をお支払いしておりますので、通期では1株につき90円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者 番号		氏名	性別	現在の地位	取締役会 出席回数
1	<input type="checkbox"/> 再任	山下英昭 (やました ひであき)	男	代表取締役社長	17回/17回
2	<input type="checkbox"/> 再任	瀧之上輝生 (たきのうえ てるお)	男	代表取締役副社長	17回/17回
3	<input type="checkbox"/> 再任	芦田則男 (あしだ のりお)	男	常務取締役	17回/17回
4	<input type="checkbox"/> 再任	伊藤晴康 (いとう はるやす)	男	取締役	16回/17回
5	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	林拓史 (はやし ひろふみ)	男	取締役	17回/17回
6	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	西尾宇一郎 (にしお ういちろう)	男	取締役	15回/17回
7	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	笠原かほる (かさはら かほる)	女	取締役	17回/17回
8	<input type="checkbox"/> 新任	仲村直樹 (なかむら なおき)	男	常務執行役員	一回/一回
9	<input type="checkbox"/> 新任	下村郁夫 (しもむら いくお)	男	執行役員	一回/一回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">やました ひであき 山下 英昭 (1957年6月7日)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2008年1月 東京第二事業部長 2011年1月 執行役員 2013年3月 取締役 2016年1月 東日本事業本部長 2017年3月 常務取締役 2019年1月 専務取締役 営業本部長 2022年3月 代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し2022年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わっております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	21,100株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たきのうえ てるお 瀧之上 輝生 (1961年4月30日)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2008年1月 大阪製造事業部長 2011年3月 取締役 2012年1月 製造本部副本部長 2014年4月 生産事業本部長 2015年3月 常務取締役 2017年1月 製造本部長（現任） 2018年3月 専務取締役 2022年3月 代表取締役副社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に製造関連部門の業務に従事し、現在は代表取締役副社長として製造本部長を担当しております。製造部門に関する豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="text-align: center;">再任</div> あしだ のりお 芦田 則男 (1963年11月20日)	1986年4月 当社入社 2011年1月 東京第四事業部長 2015年1月 執行役員 2019年1月 常務執行役員 2019年1月 東日本事業本部長 2020年3月 常務取締役(現任) 2022年3月 営業本部副本部長(現任)	7,400株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役として営業本部副本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	<div style="text-align: center;">再任</div> いとう はるやす 伊藤 晴康 (1961年11月30日)	1984年4月 当社入社 2016年1月 東京第二事業部二部部长 2019年1月 カンナル印刷株式会社常務取締役 2020年3月 カンナル印刷株式会社代表取締役社長 2022年2月 同社退職 2022年3月 取締役(現任) 製造本部副本部長(現任) 2023年1月 品質管理統括部担当(現任)	2,300株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は取締役として製造本部副本部長および品質管理統括部を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>はやし ひろふみ</small> 林 拓 史 (1965年8月17日)	1991年10月 センチュリー監査法人入所 1995年 8 月 公認会計士登録 2001年 1 月 林公認会計士・税理士事務所開設（現在 に至る） 2001年 3 月 税理士登録 2014年 3 月 当社社外監査役 2015年 3 月 当社社外取締役（現任） 【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する 高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観 的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの 経験および知見を今後も当社の経営に活かしていただくために、引き続 き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること 以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由に より社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断 しております。	4,100株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 5px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">にしお ういちろう 西尾 宇一郎 (1955年3月7日)</p>	<p>1982年3月 公認会計士登録 1983年12月 税理士登録 1999年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員 2002年7月 監査法人トーマツ代表社員 2005年4月 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科教授 2015年3月 当社社外監査役 2018年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 関西学院大学名誉教授 新家工業株式会社社外取締役(監査等委員) ケイミュー株式会社社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】 公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の社外取締役を務めていただいております。これらの経験および知見を今後も当社の経営に活かしていただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	3,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <small>かさほら</small> 笠原 かほる (1961年12月14日)	1989年 3月 ピジョン株式会社入社 2010年 2月 ピジョンウィル株式会社代表取締役社長 2014年 2月 ピジョン株式会社 執行役員 国内ベビー・ママ事業副本部長 2015年 2月 ピジョン株式会社 執行役員開発本部長 2019年 2月 ピジョンマニュファクチャリング茨城 株式会社 取締役 2022年 3月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) モロゾフ株式会社社外取締役 【社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要】 他社において役員を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。	300株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> なかむらなおき 仲村直樹 (1965年6月5日)	1989年4月 当社入社 2008年1月 東京第一事業部三部部長 2013年1月 中四国事業部長 2017年1月 執行役員 2019年1月 常務執行役員(現任) 西日本事業本部長(現任) 2021年1月 九州事業部長 【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に営業業務に従事し、現在は常務執行役員として西日本事業本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	1,300株
9	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> しもむらいくお 下村郁夫 (1965年11月11日)	1989年4月 当社入社 2009年1月 東京第三事業部三部部長 2016年1月 東京第二事業部長 2021年1月 執行役員(現任) 2023年1月 コーポレート本部副本部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業および総務業務に従事し、現在は執行役員としてコーポレート本部副本部長を担当しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	1,300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林拓史氏、西尾宇一郎氏および笠原かほる氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、上記の三氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員として届け出ております。
3. 林拓史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって9年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
4. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
5. 笠原かほる氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 林拓史氏、西尾宇一郎氏および笠原かほる氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお、三氏は過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受けていたことはなく受ける予定もありません。また、三氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

本議案が承認可決された場合、各社外取締役候補者と当社との間で責任限定契約を継続する予定です。責任限定契約の内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償義務を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の就任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

<ご参考>取締役候補者が有する主な専門性・経験等

候補者番号	氏名	現在の地位	独立性	性別	企業経営	経営企画・M&A	営業・マーケティング	製造・技術開発	財務・会計	人事・人材開発	法務・リスク管理	海外事業・国際経験	サステナビリティ
1	山下 英昭	代表取締役社長		男	○		○				○		○
2	瀧之上 輝生	代表取締役副社長		男	○			○			○		○
3	芦田 則男	常務取締役		男	○		○					○	○
4	伊藤 晴康	取締役		男	○		○	○					○
5	林 拓史	社外取締役	○	男	○	○			○		○		○
6	西尾 宇一郎	社外取締役	○	男		○			○		○		○
7	笠原 かほる	社外取締役	○	女	○		○	○		○			○
8	仲村 直樹	常務執行役員		男	○		○						○
9	下村 郁夫	執行役員		男	○	○	○		○	○	○		○

(スキルマトリックス各項目の説明)

企業経営	多様に変化する経営環境を見極め、企業価値を高めるための適切な戦略・経営方針の策定および経営を行う。
経営企画・M&A	市場・競合他社に関する知識またはM&Aに関する知見を有し、中長期の経営計画の策定・管理を行う。
営業・マーケティング	製品および市場に関する豊富な知識を有し、顧客のニーズを的確に見定め、売上拡大・利益確保のための販売戦略を策定し実行する。
製造・技術開発	製品知識および生産ノウハウを有し、生産性の向上、品質維持の監督および研究・技術開発の促進を行う。
財務・会計	財務・会計・税務等に関する幅広い知識を有し、会社の経営状況を把握して課題の解決および財務戦略の策定を行う。

人事・人材開発	組織開発や人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を促進する。
法務・リスク管理	法務・ガバナンス・コンプライアンスの知識を有し、取締役会における経営監督の実効性向上のために適切なガバナンス体制の確立を推進する。
海外事業・国際経験	海外勤務経験や海外知識を有し、国際事業戦略の策定や監督を行う。
サステナビリティ	企業を持続的に発展・成長させるために不可欠なサステナビリティ経営の視点を備えている。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中村秀一氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、高木康宏氏は、中村秀一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
<div style="text-align: center;"> 新任 <small>た か ぎ や す ひ ろ</small> 高 木 康 宏 (1965年1月13日) </div>	1987年4月 当社入社 2010年1月 購買事業部東京購買部部長 2012年1月 購買事業部管理部部長 2016年1月 購買事業部長（現任） 【監査役候補者とした理由】 当社入社以来、営業および購買部門に従事し、2016年より当社 購買事業部長を務めております。その知識および経験を当社監査に活かしていただくために、監査役候補者といたしました。	1,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者の新任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行したこと、また、行動制限が緩和されたことなどにより人流の回復が見られ、対面型サービス業である外食や宿泊需要が増加しました。この他、製造業における復調の流れが継続し、インバウンド需要の回復や賃金上昇などもあって景気は緩やかな回復基調となりました。その一方で、原油価格の高騰や為替相場の変動による影響が長期化したことで、生活必需品や資材価格の上昇を引き起こすなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

米国の経済は、良好な雇用環境と実質賃金の上昇の他、輸送やヘルスケア、娯楽といったサービス消費が増加していますが、インフレ抑制に向けた金融引き締めは継続されており、景気後退への懸念が生じております。

中国の経済は、ゼロコロナ政策解除を受け年初から急回復したものの、住宅を中心とした不動産開発投資の減少幅の拡大や輸出の低迷によって年末にかけて景気が停滞しました。

このような状況の中、当社グループは、「進化 - パーパス経営・サステナブル経営のスタート -」を中期経営計画のスローガンに掲げ、グループ全社が結束して新たな市場開拓、積極的な設備投資、品質管理の改善などにより業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比9.7%増加の977億14百万円、営業利益は前期比29.7%増加の77億43百万円、経常利益は前期比26.9%増加の80億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比39.3%増加の56億52百万円となりました。事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前期比	構成比
紙加工品事業	69,399百万円	110.3%	71.0%
化成品事業	13,798	115.1	14.1
その他事業	14,516	102.7	14.9
合計	97,714	109.7	100.0

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の71.0%を占めるこの部門の状況は以下のとおりです。

紙袋(対連結売上高構成比30.3%)は、年間を通して行動制限がなく、国内における個人消費の増加と観光需要の回復が継続し、連結売上高は296億53百万円(前期比13.0%増加)となりました。

紙器(同上構成比25.6%)は、テイクアウト用の食品向けパッケージの販売や食品を中心とした土産物市場が好調に推移した結果、連結売上高は250億円(前期比12.2%増加)となりました。

段ボール(同上構成比12.7%)は、メーカー向けの販売並びにEC市場向けパッケージの販売が前年並みに推移し、連結売上高は124億19百万円(前期比1.7%増加)となりました。

印刷(同上構成比2.4%)は、株式会社京浜特殊印刷、日幸印刷株式会社ともに売上が堅調に推移し、連結売上高は23億25百万円(前期比6.4%増加)となりました。

以上により、この部門の連結売上高は693億99百万円(前期比10.3%増加)となり、営業利益は68億58百万円(前期比28.6%増加)となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の14.1%を占めるこの部門では、紙おむつ用製品並びに食品向け軟包装の販売が引き続き好調に推移したことに加えて、通販や専門店向けの販売も堅調に推移した結果、連結売上高は137億98百万円(前期比15.1%増加)となり、営業利益は8億56百万円(前期比46.7%増加)となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の14.9%を占めるこの部門では、コロナワクチン関連の販売が減少したものの、専門店向けの縫製品や不織布バッグの販売が堅調に推移したことにより、連結売上高は145億16百万円(前期比2.7%増加)となり、営業利益は12億67百万円(前期比19.7%増加)となりました。

② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は、74億6百万円であります。その主なものは、大阪工場および東京工場の土地と、当社本社社屋の建替え工事、東京工場の製造設備ならびにシステム投資の増強です。

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 69 期 2020 年度	第 70 期 2021 年度	第 71 期 2022 年度	第 72 期 2023 年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	78,445	79,690	89,060	97,714
経 常 利 益 (百万円)	3,606	4,422	6,353	8,063
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,392	2,824	4,058	5,652
1 株当たり当期純利益 (円)	126.01	148.71	213.55	297.07
総 資 産 (百万円)	83,556	87,422	94,365	98,847
純 資 産 (百万円)	59,739	62,032	65,371	71,156
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	3,141.09	3,261.64	3,436.46	3,736.44

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第71期の期首より適用しており、第70期については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 京 浜 特 殊 印 刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
日 幸 印 刷 (株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷・販売
(株) パ ッ ク タ ケ ヤ マ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他 ギフト品等の製造・仕入・ 販売
西 日 本 印 刷 工 業 (株)	45百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト 品等の製造・仕入・販売
カ ン ナ ル 印 刷 (株)	12百万円	100.00%	紙加工品・その他ギフト 品等の製造・仕入・販売
ザ・パッカアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他 ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その 他ギフト品等の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(4) 対処すべき課題

日本経済は、内需主導で引き続き緩やかに回復することが期待されます。しかし、中国を中心とした海外の景気減速の可能性や金融資本市場の変動、物価上昇圧力、人手不足の深刻化、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクの高まりなど先行き不透明な状況が続くものと予想しております。

このような経営環境の中、当社グループはサステナブル経営方針を策定し「パッケージを通して社会を豊かに、人を笑顔に」という存在意義（パーパス）のもと、パッケージのトータルソリューション企業として顧客満足度と業績の更なる向上を目指す所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボールの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司 特百嘉包装制品（常熟）有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司
その他事業	ギフト品、用度品、値札、デザイン制作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)パックタケヤマ 西日本印刷工業(株) カンナル印刷(株) ザ・パックアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易（上海）有限公司

(6) 主要な営業所および工場（2023年12月31日現在）

- ① 当 社
本 社 (大阪市東成区)
本部・支社 東日本事業本部（東京都渋谷区）、北海道支社（札幌市）、
東北支社（宮城県仙台市）、関東支社（千葉県松戸市）、横浜支社、
名古屋支社、京都支社、神戸支社、岡山支社、広島支社、
四国支社（愛媛県松山市）、福岡支社
- 大阪工場 (大阪府東大阪市)
奈良工場 (奈良県大和郡山市)
東京工場 (埼玉県日高市)
茨城工場 (茨城県日立市)
- ② 子 会 社
国 内 (株)京浜特殊印刷（横浜市瀬谷区）日幸印刷(株)（大阪府東大阪市）
(株)パックタケヤマ（愛知県津島市）西日本印刷工業(株)（福岡市博多区）
カンナル印刷(株)（大阪市淀川区）
海 外 ザ・パッカアメリカコーポレーション（米国）
特百嘉包装品貿易（上海）有限公司（中国）
特百嘉包装制品（常熟）有限公司（中国）

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

紙加工品事業	化成品事業	その他事業	全社（共通）	全社使用人数 （合計）	全社前連結会計 年度末比増減
894名	122名	44名	123名	1,183名	増減なし

(注) 上記のほか、執行役員12名および臨時使用人515名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
840名	5名増	41.3歳	17.5年

(注) 上記のほか、執行役員10名、子会社等への出向者8名および臨時使用人436名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株（自己株式868,136株を含む） |
| ③ 株主数 | 14,586名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081千株	10.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,523	8.00
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,258	6.61
ザ・パックス取引先持株会	1,248	6.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	901	4.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	876	4.60
株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・ 北越コーポレーション株式会社退職給付信託口）	622	3.27
大王製紙株式会社	573	3.01
株式会社三菱UFJ銀行	494	2.60
七條紙商事株式会社	474	2.49

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式868,136株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に会社役員に対し職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,800株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「非金銭報酬」および「取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	権利行使期間	取締役の 保有状況	目的となる 株式の種類 および数	主 なる 行使条件
第1回株式報酬型 新株予約権	2015年 3月27日	2,250円	1円	2015年5月11日から 2040年5月10日まで	5名17個	普通株式 1,700株	注3
第2回株式報酬型 新株予約権	2016年 3月30日	2,337円	1円	2016年5月10日から 2041年5月9日まで	5名20個	普通株式 2,000株	注3
第3回株式報酬型 新株予約権	2017年 3月30日	2,969円	1円	2017年5月10日から 2042年5月9日まで	5名23個	普通株式 2,300株	注3
第4回株式報酬型 新株予約権	2018年 3月29日	3,496円	1円	2018年5月10日から 2043年5月9日まで	5名25個	普通株式 2,500株	注3
第5回株式報酬型 新株予約権	2019年 3月28日	2,910円	1円	2019年5月9日から 2044年5月8日まで	5名25個	普通株式 2,500株	注3

(注) 1. 社外取締役、非常勤取締役および監査役には新株予約権を付与していません。

2. 新株予約権の発行に際して上記金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金額の払込みはありません。

3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- (1) 行使期間内において当社取締役の地位（当社監査役または執行役員への地位の変更があったときはその地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使可能な新株予約権を行使できる。
- (2) 新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することができない。
- ② 当事業年度中に当社使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況該事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山下 英 昭	
代表取締役副社長	瀧之上 輝 生	製造本部長
常務取締役	岡田 進	営業本部長
同	藤井 道 久	コーポレート本部長
同	芦田 則 男	営業本部副本部長 生産市場事業本部長
取 締 役	伊藤 晴 康	製造本部副本部長 品質管理統括部担当
同	林 拓 史	公認会計士、税理士
同	西尾 宇 一 郎	公認会計士、税理士 関西学院大学名誉教授 新家工業株式会社社外取締役（監査等委員） ケイミュー株式会社社外監査役
同	笠原 か ほ る	モロゾフ株式会社社外取締役
常勤監査役	野田 伸 二	
同	中村 秀 一	
監 査 役	玉越 久 義	弁護士 トモシアホールディングス株式会社社外監査役
同	岩瀬 哲 正	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役林拓史、西尾宇一郎および笠原かほるの三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役玉越久義および岩瀬哲正の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役林拓史氏、取締役西尾宇一郎氏、取締役笠原かほる氏、監査役玉越久義氏および監査役岩瀬哲正氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役玉越久義氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩瀬哲正氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社グループの取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外とすること等の定めにより、被保険者の職務執行適正性が損なわれないよう措置を講じております。

④ 取締役および監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各取締役の職責を踏まえて適正な水準とすることを基本方針とします。そのうえで、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役には、その職務の性質上、基本報酬のみを支払います。また、その各報酬額は、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲において、社外取締役が委員長を務め、かつ社外取締役が員数の過半数を占める任意の報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決議しています。監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみであり、その決定は監査役の協議によります。

2. 基本報酬

基本報酬は、職務執行の対価として役位、職責に応じてあらかじめ決められた基準報酬を月例の固定報酬として支払います。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬としては賞与があります。

賞与は、短期的な業績向上と企業価値向上へのインセンティブであることから、単年度の連結営業利益を指標とし、その一定比率を支給原資としています。各取締役の担当事業への貢献度を勘案のうえ、報酬委員会において決定し、毎年一定の時期に支払います。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果および責任を客観的に確認できるためです。

2023年度の業績連動報酬の指標である連結営業利益は、7,743百万円であります。

4. 非金銭報酬

非金銭報酬としては、株式報酬型ストックオプションおよび譲渡制限付株式報酬があります。

(株式報酬型ストックオプション)

株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役の動機を高めることを目的とし、当社株式の新株予約権を取締役に付与するものです。

新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率(売上高・営業利益)が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使できないこととしています。

なお、ストックオプションは、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き廃止し、以後、新たに発行しないこととしております。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、株主との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を目的として上記の株式報酬型ストックオプションに代えて導入された報酬制度です。当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当を受けます。その後、取締役が退任した場合に、本割当株式の譲渡制限が解除されます。

5. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、現在のところ方針を定めておりません。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

1. 委任を受ける者の地位・担当

任意の報酬委員会を構成する代表取締役社長 山下英昭、常務取締役 藤井道久、
社外取締役 林拓史、社外取締役 西尾宇一郎および社外取締役 笠原かほる
委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには
報酬委員会が適していると判断したためです。

2. 委任する権限の内容

取締役の報酬額配分

3. 委任者により権限が適切に行使されるようにするための措置

任意の報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任された5名の取締役で構成
され、そのうち3名は独立社外取締役とします。なお、委員長は、独立社外取締役で
ある委員の中から選定します。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外除く)	250	209	23	17	6
監査役 (社外除く)	37	37	—	—	2
社外取締役	29	29	—	—	3
社外監査役	12	12	—	—	2

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額23百万円及び社内取締役に付与した譲渡制限付株式報酬17百万円を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名です。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、2020年3月26日開催の第68期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名です。

⑦ その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

- ・重要な兼職先と当社との関係

取締役西尾宇一郎氏および笠原かほる氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況および期待される役割の概要
林 拓 史	当事業年度に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席いたしました。公認会計士および税理士としての専門的知識および豊富な経験に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。
西 尾 宇 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回およびその他重要な会議に出席いたしました。公認会計士および税理士としての専門的知識および豊富な経験に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。
笠 原 か ほ る	選任後に開催された取締役会17回の全ておよびその他重要な会議に出席いたしました。他社役員を歴任する中で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として当事業年度に開催された各委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当該委員会の決定過程における監督機能を担っております。

ロ. 監査役

- ・重要な兼職先と当社との関係

監査役玉越久義氏の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
玉 越 久 義	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
岩 瀬 哲 正	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会13回の全ておよびその他重要な会議に出席して、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

招集
ご
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 39百万円

ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき解任し、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査業務の遂行状況等を総合的に判断し、適正な監査の遂行が困難であると認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社グループ会社（以下、あわせて「当社グループ」という）が業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき当社グループの監査役監査を行い、監査室は内部監査規程に基づき当社グループの内部監査を行う。
 - ② 当社のコーポレート本部長は、当社グループのコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
 - ③ 当社は、当社グループの取締役、執行役員（以下、当社グループの取締役、執行役員をあわせて「取締役等」という）および監査役ならびに従業員に対する、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
 - ④ 当社グループの従業員からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度「Cライン」を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。
 - ⑤ 当社は、業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループの取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規程、稟議手続規程および秘密情報管理規程その他の社内規程等に基づき行う。
 - ② 当社の取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、当社およびグループ各社が定める社内規程、マニュアル、手続書等に基づき行うものとし、当社はグループ各社に対し、それらの整備、運用を指導する。
 - ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
 - ③ 災害・大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程その他の社内規程に基づき当社またはグループ各社社長の指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
 - ④ 監査室は、内部監査において当社グループの損失の危険を発見した場合は、内部監査規程に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに当社の社長に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、効率的な経営を行うために、取締役会の他に、取締役等、事業部長以上およびグループ会社社長による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。事業部会は、各担当部門およびグループ会社が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
 - ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ当社グループ各社の社内規程に基づくものとする。
 - ③ 当社は、迅速で効率性の高い企業経営実現のために執行役員制度を導入し、意思決定と監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離する。
5. 当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、グループ各社の管理を関係会社管理規程に基づき行うものとし、グループ各社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制および業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、当社に報告する体制を整備する。
 - ② 当社は、グループ各社に対して、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規程その他の内部統制体制の整備を指導する。これらに対し、グループ各社から援助・指導等を求められた場合、当社のコーポレート本部長は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応を指示し、グループ各社の相互の連携の下当社グループ全体のリスク管理を行う。

- ③ 当社は、グループ各社を管理する担当部署を置き、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用を図るとともに、当社とグループ会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT等のインフラ整備と運用を指導する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任し、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を監査役の指揮命令の下で行う。
7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室は、監査役の指揮命令の下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。
8. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、当社の取締役会、事業部会への出席の他、グループ各社を含め、監査役が必要と判断する会議に出席できる。
- ② 当社およびグループ会社は、重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部検査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 当社グループの役員および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 当社グループの従業員は、社内通報制度「Cライン」を利用してコンプライアンスに関する相談または法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、当社およびグループ会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けない。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について必要な費用の請求を受けた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ② 当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
 - ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
 - ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に、および必要に応じて随時に会合をもち意見交換を行う。

11. 社内規程等の整備

本基本方針に係る社内規程、制度、システム、マニュアル、手法等は、当社グループにおいて継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」の改定、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行った。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認している。

② コンプライアンス

社内研修などを通じてコンプライアンスに係る教育を定期的に行い、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。また、当社グループの従業員からの相談・通報を受け付ける内部通報窓口「Cライン」により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止している。

③ リスク管理

当社が定める社内規程、マニュアル、手続書に基づき、グループ全体のリスク管理体制の維持・向上を図っている。

④ 取締役の職務執行体制

取締役会は17回開催し、社外取締役および社外監査役を加えて議論・審議を行った。

⑤ 監査役の職務執行体制

監査役は、4名中2名が社外監査役である。

監査役会は、13回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行った。

各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、内部監査を行う監査室との連携、取締役との情報交換などを通じて、業務運用状況の把握に努めるとともに、監査の実効性を確保している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の会社の支配に関する基本方針としております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家を含む対策本部を結成し、当該取得者の取得目的、提案内容等を前記の基本方針および株主共同の利益に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記②の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	59,080	流 動 負 債	26,605
現金及び預金	16,322	支払手形及び買掛金	13,890
受取手形及び売掛金	24,654	電子記録債務	7,264
有 価 証 券	8,100	1年内返済予定の長期借入金	25
商品及び製品	7,038	未 払 法 人 税 等	1,397
仕 掛 品	1,058	賞 与 引 当 金	322
原材料及び貯蔵品	981	役 員 賞 与 引 当 金	52
そ の 他	936	そ の 他	3,652
貸倒引当金	△11	固 定 負 債	1,085
固 定 資 産	39,766	長期借入金	9
有 形 固 定 資 産	27,401	退職給付に係る負債	343
建物及び構築物	8,154	繰延税金負債	664
機械装置及び運搬具	6,443	そ の 他	67
工具、器具及び備品	347	負 債 合 計	27,691
土地	10,823	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,632	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	2,679	株 主 資 本	68,092
投資その他の資産	9,685	資 本 金	2,553
投資有価証券	8,127	資 本 剰 余 金	3,156
退職給付に係る資産	385	利 益 剰 余 金	64,975
繰延税金資産	106	自 己 株 式	△2,593
そ の 他	1,116	その他の包括利益累計額	3,018
貸倒引当金	△51	その他有価証券評価差額金	2,417
資 産 合 計	98,847	繰延ヘッジ損益	△2
		為替換算調整勘定	235
		退職給付に係る調整累計額	369
		新 株 予 約 権	45
		純 資 産 合 計	71,156
		負 債 純 資 産 合 計	98,847

連結損益計算書

(自 2023年1月1日)
至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		97,714
売上原価		72,949
売上総利益		24,765
販売費及び一般管理費		17,021
営業利益		7,743
営業外収入		
受取利息	150	
受取配当金	145	
受取貸付料	39	
その他	31	367
営業外費用		
支払利息	1	
貸入原価	5	
投資事業組合運用損	8	
為替差損	30	
その他	3	48
経常利益		8,063
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
固定資産売却益	0	
国庫補助金	49	49
特別損失		
固定資産除却損	122	
固定資産圧縮損	49	171
税金等調整前当期純利益		7,941
法人税、住民税及び事業税	2,276	
法人税等調整額	12	2,288
当期純利益		5,652
親会社株主に帰属する当期純利益		5,652

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,553	3,166	60,654	△2,661	63,713
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,331		△1,331
親会社株主に帰属する当期純利益			5,652		5,652
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		68	58
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	△9	4,321	68	4,379
当連結会計年度末残高	2,553	3,156	64,975	△2,593	68,092

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,391	△3	89	134	1,611	46	65,371
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当					—		△1,331
親会社株主に帰属する当期純利益					—		5,652
自己株式の取得					—		△0
自己株式の処分					—		58
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,026	1	145	234	1,407	△1	1,405
当連結会計年度変動額合計	1,026	1	145	234	1,407	△1	5,785
当連結会計年度末残高	2,417	△2	235	369	3,018	45	71,156

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	49,711	流動負債	23,813
現金及び預金	10,495	支払手形	1,692
受取手形	3,871	電子記録債権	6,230
売掛金	17,616	買掛金	11,362
有価証券	8,100	未払金	1,315
商品及び製品	6,462	未払法人税等	1,169
仕掛品	855	未払消費税等	180
原材料及び貯蔵品	773	賞与引当金	288
立替金	728	役員賞与引当金	45
その他の金	814	設備関係支払手形	342
貸倒引当金	△4	その他	1,186
固定資産	38,191	固定負債	299
有形固定資産	23,859	退職給付引当金	219
建物	7,183	繰延税金負債	41
構築物	69	その他	37
機械及び装置	5,288	負債合計	24,112
車両運搬具	6	純資産の部	
工具、器具及び備品	305	科 目	金 額
土地	9,393	株主資本	61,340
建設仮勘定	1,613	資本金	2,553
無形固定資産	2,666	資本剰余金	3,143
借地権	30	資本準備金	2,643
ソフトウェア	86	その他資本剰余金	500
その他	2,549	利益剰余金	58,235
投資その他の資産	11,664	利益準備金	449
投資有価証券	7,564	その他利益剰余金	57,786
関係会社株式	2,116	買換資産圧縮積立金	78
関係会社出資金	58	別途積立金	47,201
長期貸付金	1,374	繰越利益剰余金	10,506
破産更生債権等	8	自己株式	△2,593
前払年金費用	74	評価・換算差額等	2,405
その他	650	その他有価証券評価差額金	2,407
貸倒引当金	△181	繰延ヘッジ損益	△2
資産合計	87,903	新株予約権	45
		純資産合計	63,790
		負債純資産合計	87,903

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(自 2023年1月1日)
至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		85,485
売上原価		63,992
売上総利益		21,492
販売費及び一般管理費		15,028
営業利益		6,464
営業外収入		
受取利息	80	
受取配当金	128	
その他	158	367
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入	67	
為替差	40	
その他	9	118
経常利益		6,713
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
国庫補助金受贈益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	121	
固定資産圧縮損	49	171
税引前当期純利益		6,592
法人税、住民税及び事業税	1,893	
法人税等調整額	28	1,921
当期純利益		4,670

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,553	2,643	510	3,153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				-
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△9	△9
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△9	△9
当 期 末 残 高	2,553	2,643	500	3,143

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
買換資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	449	84	47,201	7,162	54,897	△2,661	57,942	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△1,331	△1,331		△1,331	
当 期 純 利 益				4,670	4,670		4,670	
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△5		5	-		-	
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分					-	68	58	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-		-	
当 期 変 動 額 合 計	-	△5	-	3,344	3,338	68	3,397	
当 期 末 残 高	449	78	47,201	10,506	58,235	△2,593	61,340	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,440	△3	1,436	46	59,426
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			-		△1,331
当 期 純 利 益			-		4,670
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			-		-
自 己 株 式 の 取 得			-		△0
自 己 株 式 の 処 分			-		58
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	967	1	968	△1	967
当 期 変 動 額 合 計	967	1	968	△1	4,364
当 期 末 残 高	2,407	△2	2,405	45	63,790

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
と通知

株主
総会
参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けのほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役 野田 伸 二 ⑩

常勤監査役 中村 秀 一 ⑩

監査役 玉越 久 義 ⑩

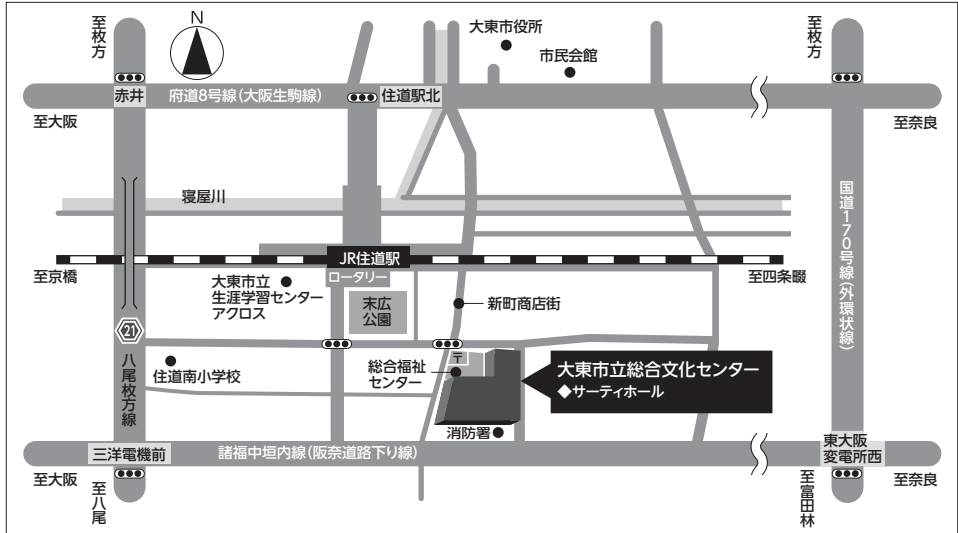
監査役 岩瀬 哲 正 ⑩

(注) 監査役玉越久義及び監査役岩瀬哲正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内

会 場 大阪府大東市新町13番30号
大東市立総合文化センター サーティホール内
多目的小ホール

お問い合わせ先 TEL 06-4967-1221(ザ・パック本社)



●交通のご案内

JR学研都市線『住道駅』下車、徒歩約7分(500m)

住道駅大東コミュニティバス(30405系統)乗車→総合文化センターバス停下車より1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※ご出席の皆様へのお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。